

令和8年度 桜井市小規模保育事業所設置運営事業者公募に係る質問回答書

本公募に関して寄せられた質問及びそれに対する本市の回答を以下の通り公表します。応募予定の事業者は、募集要項および各種様式とあわせて必ず確認してください。

1. 地域需要および在園実績に関する事項

事業計画の立案にあたって、本市の待機児童の現状および既存施設の実績値は以下の通りです。

項目	質問内容	本市の回答
待機児童数	現在の待機児童数は	令和8年4月10日時点の本市全体における待機（入所保留）児童数は以下の通りです。 0歳児：54名／1歳児：20名／2歳児：16名／3歳児：12名／4歳児：7名／5歳児：1名 【合計：110名】 ※上記は、特定の保育施設のみを希望されている方等の自己都合による待機等を含めた「潜在的待機児童数」の合計です。なお、国の待機児童調査に基づく「待機児童数」は0名（令和8年4月1日時点）となっています。
想定在園率	定員数に対する想定 ¹ の在園率（3年間・5年間）は	本市における既存の小規模保育事業所（1園）の直近の実績値は以下の通りです。 ・直近3年間（R5～R7年度）平均在園率：約90.74% ・直近5年間（R3～R7年度）平均在園率：約96.48% 【算定にあたっての留意事項】 1. 本市において今後の推測値（将来予測）は算定しておりません。本市で運営中の小規模保育事業所が1施設のみであるため、当該施設の数値を参考として示していますので、収支計画上の推測にあたっては、上記実績値をご活用ください。ただし、初年度については、在園児が不在の状態からスタートするため、在園率は上記実績値を下回ることが推測されます。 2. 本市では10月に実施する次年度の一斉受付にて、4月入所希望者だけでなく年度途中（5月～翌3月）の入所希望者も同時に選考対象としており、希望月に関わらず指数の高い児童から順に内定を行います。 その結果、指数の高い年度途中希望者が先に枠を確保することにより、4月当初の時点では定員に達していない（空きがある）状態で開所を迎えるケースが選考上発生いたします。

		<p>したがって、年度当初から在園率が 100%とならない可能性がありますので、収支計画の策定にあたっては十分にご留意ください。</p> <p>3. 計画上の注意：上記は既存施設の実績値であり、新規施設の在園率を保証するものではありません。立地条件等を考慮し、事業者自らの責任において推計を行ってください。</p>
--	--	---

2. 運営費および補助金に関する事項

収支計画の策定にあたって、給付費の考え方及び各種補助金については以下の通りです。

項目	質問内容	本市の回答
運営費 (給付費)	収入計画検討のため、給付費の算定や各種加算の適用について	<p>運営費（給付費）は、国の定める「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準」に基づき、地域区分、定員、児童の年齢、職員配置状況等に応じ算定されます。</p> <p>【参考】本市の類似施設における施設型給付費実績は、1施設あたり月額約 400 万円（年間平均値）です。</p> <p>※各施設の運営状況により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種加算：延長保育事業、一時預かり事業（余裕活用型等）などは、国の定める要件を満たす場合に算定可能です。 ・算定の主体：受入児童数や保育時間等の諸条件により大きく変動するため、国の基準に基づき、事業者自らの責任において収支計画を作成してください。 ・留意事項：単価や要件は、今後国から示される要綱改正等により変更となる場合があります。
開設補助 (整備費)	開設に伴う補助制度の有無・内容について	<p>以下の補助金の活用（令和 7 年度時点）を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修：「保育対策総合支援事業費補助金」（上限 27,193,000 円） ・新築：「就学前教育・保育施設整備交付金」（本体工事費上限 67,300,000 円） ・補助率：国 1/2、桜井市 1/4、事業者負担 1/4 <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本補助金は現時点で交付を確約するものではないことを留意し、補助金の交付ができないことを想定した資金計画を検討してください。 2. 国の要綱等の詳細により、対象経費や上限額等が変更となる場合があります。 3. 「就学前教育・保育施設整備交付金」の上限額は「本体工事費」を対象としたものです。その他費用に係る加算について

		は、事業内容が国の定める要件に該当する場合に限り、加算対象となることがあります。
家賃補助	家賃補助の補助制度の有無・内容について	本市独自の、小規模保育事業所に対する賃借料（家賃）の補助制度はありません。

3. 応募書類の作成・提出に関する事項

項目	質問内容	本市の回答
日付	提出書類の日付は、西暦・和暦のどちらか	特に指定はありませんが、原則として和暦で統一してください。ただし、履歴書等で既に西暦で作成されているものがある場合は、そのまま提出いただいて構いません。
原本証明	公的証明書のコピーを提出する場合、原本証明は必要か	原本証明までは必須としていません。ただし、提出されたコピーの内容に疑義が生じた場合、原本の提示を求めることがあります。
	財務状況確認書に原本証明は必要か	原本証明までは必須としていません。ただし、提出書類の内容等に疑義が生じた場合、原本の提示を求めることがあります。
	残高証明について、インターネット銀行の場合パソコンからの出力のみとなっているが、その場合原本証明は必要か	原本証明が必要です。募集要項では残高証明書は「原本」の提出を求めています。インターネット銀行等の発行で金融機関の公印（角印等）がないものを提出する場合は、法人代表者印による原本証明を行ってください。なお、残高証明書は「申請日から遡って1か月以内」に発行されたものに限りです。
履歴書	保育従事者について、新規参入のため今後採用予定である。保育従事者の履	現時点で内定者がいない場合は、保育従事者の履歴書の提出は不要です。ただし、様式3（12-5）および企画提案書において、必要な人員を確保するための具体的な採用計画（時期・媒体等）を詳細に記載してください。

	歴書の添付は不要 でよいか	
名簿	役員名簿の項目は、 氏名と生年月日の みでよいか	法人の欠格事項確認（照会）に使用するため、氏名・生年月日のほか、役職名および住所（住民票上の住所）を必ず記載してください。
納税証明	国税の納税証明書 （その3の3）は、 3年に遡った証明が できないと言われ たが、その証明書で よいか	提出書類 21 に定める納税証明書（その3の3等）は、「証明日現在において未納がないこと」を証明するものであり、過去3年間の未納がないことは、別途提出いただく「決算書等」と併せて市で確認いたします。したがって、税務署で発行される最新の証明書を提出してください。